

別記様式（第7条、第9条関係）

令和2年4月17日

生駒市議会議長
中谷 尚敬 様

会派名 大 樹
代表者の氏名 中浦 新悟



令和元年度政務活動費に係る収支報告書等について

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、別紙のとおり
令和元年度政務活動費収支報告書等を提出します。

別紙

令和元年度政務活動費収支報告書

会派名 大 樹

代表者の氏名 中浦 新悟

1 収 入 政務活動費 900,000 円

2 支 出

項 目	金 額	備 考
調査研究費	12,470 円	
研 修 費	76,300 円	
広 報 費	505,502 円	
広 聴 費	円	
要請・陳情活動費	円	
会 議 費	円	
資料作成費	5,710 円	
資料購入費	円	
人 件 費	円	
事 務 所 費	円	
合 計	599,982 円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 300,018 円

政務活動費金銭出納簿

令和元年度

月/日	整理番号	項目区分	摘要	収入金額	支出金額	差引残高
5月29日	1	調査研究費	開示請求コピー代		8,290	-8,290
6月10日	2	調査研究費	開示請求コピー代		190	-8,480
6月25日			前期分入金	360,000		351,520
7月10日	3	研修費	法務セミナー受講料2名分		8,000	343,520
7月12日	4	調査研究費	開示請求コピー代		2,260	341,260
7月26日	5	研修費	研修交通費		26,100	315,160
7月28日	6	研修費	研修参加費		10,000	305,160
8月9日	7	資料作成費	7月コピー代		370	304,790
9月3日	8	資料作成費	8月コピー代		240	304,550
10月4日	9	資料作成費	9月コピー代		1,200	303,350
10月25日			後期分入金	540,000		843,350
11月12日	10	資料作成費	10月コピー代		2,310	841,040
11月19日	11	広報費	議会報告印刷・折込代		252,751	588,289
11月20日	12	研修費	法務セミナー受講料		6,000	582,289
12月2日	13	調査研究費	開示請求コピー代		1,730	580,559
12月5日	14	資料作成費	11月コピー代		260	580,299
1月10日	15	資料作成費	12月コピー代		180	580,119
1月14日	16	研修費	研修交通費		11,200	568,919
2月4日	17	資料作成費	1月コピー代		320	568,599
2月6日	18	研修費	研修受講料		15,000	553,599
3月4日	19	資料作成費	2月コピー代		250	553,349
3月27日	20	資料作成費	3月コピー代		580	552,769
3月31日	21	広報費	議会報告印刷・折込代		252,751	300,018
合 計				900,000	599,982	300,018

(注) 政務活動費から支出した経費のみを記入して下さい。

政務活動費項目区分別金銭出納簿

[項目区分] 調査研究費 ※使途基準表の項目区分を記入

令和 元年度

月/日	整理番号	支出区分	摘要	支出金額	支出累計額
5月29日	1		開示請求コピー代	8,290	8,290
6月10日	2		開示請求コピー代	190	8,480
7月12日	4		開示請求コピー代	2,260	10,740
12月2日	13		開示請求コピー代	1,730	12,470
				12,470	12,470

(注) 1. 支出した経費を項目別に記入して下さい。
 2. 整理番号には、政務活動費金銭出納簿と同じ番号を記入して下さい。

政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 調査研究費

[出納簿整理番号] 1・2

整理番号

[1]

領 収 書 No. J 066959

中浦新悟 様

領 収			百万	十万	万	千	百	十	円
金 額					4	8	2	9	0

ただし、

開示に伴う写しの交付代

左の金額正に受領
いたしました。

1 年 5 月 29 日

生駒市出納員
生駒市分任出納員

生駒市公金収入事務委託員



け部分の
ますので、

[]

[2]

領 収 書 No. J 066967

改正大祐 様

領 収			百万	十万	万	千	百	十	円
金 額					7	1	9	0	

ただし、

開示に伴う写しの交付代

左の金額正に受領
いたしました。

1 年 6 月 10 日

生駒市出納員
生駒市分任出納員

生駒市公金収入事務委託員





[]

「出納簿整理番号」欄に領収書等の整理に「出納簿整理番号」

政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 調査研究費

[出納簿整理番号] 4・13

整理番号 [4] []	<div style="text-align: center;"> 領 収 書 No. J066975 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <u>改正大祐</u> 様 </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:5%;"></td> <td style="width:5%;"></td> <td style="width:5%;">百万</td> <td style="width:5%;">十万</td> <td style="width:5%;">万</td> <td style="width:5%;">千</td> <td style="width:5%;">百</td> <td style="width:5%;">十</td> <td style="width:5%;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">領 収 金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">¥ 2</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">ただし、</p> <p style="margin-top: 10px; font-size: 1.2em;">開示に伴う写しの交付代</p>			百万	十万	万	千	百	十	円	領 収 金 額				¥ 2		2	6	0	左の金額正に受領 いたしました。 / 年 7 月 12 日 生駒市出納員 生駒市分任出納員 生駒市公金収入事務委託員
		百万	十万	万	千	百	十	円												
領 収 金 額				¥ 2		2	6	0												
	領 収 印 	け部分の ますので、																		
[13] []	<div style="text-align: center;"> 領 収 書 No. J088009 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <u>改正大祐</u> 様 </div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:5%;"></td> <td style="width:5%;"></td> <td style="width:5%;">百万</td> <td style="width:5%;">十万</td> <td style="width:5%;">万</td> <td style="width:5%;">千</td> <td style="width:5%;">百</td> <td style="width:5%;">十</td> <td style="width:5%;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">領 収 金 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">¥ 1</td> <td></td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">ただし、</p> <p style="margin-top: 10px; font-size: 1.2em;">開示に伴う写しの交付代</p>			百万	十万	万	千	百	十	円	領 収 金 額				¥ 1		7	3	0	左の金額正に受領 いたしました。 / 年 12 月 2 日 生駒市出納員 生駒市分任出納員 生駒市公金収入事務委託員
		百万	十万	万	千	百	十	円												
領 収 金 額				¥ 1		7	3	0												
	領 収 印 																			

⑦ 上記「出納簿整理番号」欄が領収書等で隠れる場合は、領収書等の空欄に、「出納簿整理番号」

(規則)

様式第2号(第4条関係)

行政文書開示決定通知書

生 秘 第 5 号

令和元年5月28日

中浦 新悟 殿

生駒市長 小 紫 雅



令和元年5月14日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の全部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	平成30年度及び令和元年度に開催した行政経営会議の会議資料	
開示の日時 及び場所	日時	令和元年 5月29日(水) 11時30分
	場所	情報公開総合窓口(生駒市役所3階)
開示の方法	写しの交付	
所 管 課	市長公室 秘書企画課 企画係 電話番号(0743)74-1111(内線213)	
備 考	受付番号 31-9 写しの総枚数829枚 写しの作成費用 8,290円(10円×829枚)	

(注)

- 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課に電話等で連絡してください。

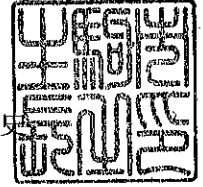
(規則)
様式第3号(第4条関係)

行政文書部分開示決定通知書

生 秘 第 8 号
令和元年6月10日

改正 大祐 殿

生駒市長 小 紫 雅 史



令和元年5月27日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	平成27年5月から令和元年5月27日までに行われた市長から市長公室及び地域活力創生部への指示書	
開示の日時及び場所	日時	令和元年6月10日(月)17時15分
	場所	情報公開総合窓口(生駒市役所3階)
開示の方法	閲覧・写しの交付	
開示をすることができない部分	・氏名 ・事業立案過程の協議、検討事項 ・事務又は事業における契約、交渉事項	
上記部分の開示をすることができない理由	生駒市情報公開条例第7条第1・4・5号に該当(理由)・個人に関する情報であるため。 ・市の内部における審議、検討又は協議中の意思形成過程の情報であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるため。 ・市の機関が行う事務又は事業における契約、交渉に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	
※開示をすることができるようになる期日	年 月 日	
所 管 課	市長公室 秘書企画課 企画係 電話番号(0743)74-1111(内線213)	
備 考	受付番号 31-14 写しの総枚数19枚 写しの作成費用 190円(10円×19枚)	

(教示) この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。また、この決定については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、生駒市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

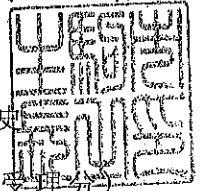
- (注) 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課に電話等で連絡してください。
3 ※印の欄は、その期日をお知らせすることができるときに限り記載しています。当該行政文書の開示を希望されるときは、この期日以後に改めて請求してください。

行政文書部分開示決定通知書

生 人 事 第 9 1 号
 令和元年 7 月 1 1 日

改正 大 祐 殿

生駒市長 小 紫 雅 史



令和元年 6 月 2 6 日付けの行政文書の開示請求（令和元年 6 月 2 7 日受理分）
 について、生駒市情報公開条例第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり行政文
 書の一部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	青山社中株式会社との委託契約に係る連絡、指示、やりとりに関する一斉のメール(平成 29 年 3 月 1 日～同年 6 月 30 日)	
開示の日時及び場所	日時	令和元年 7 月 12 日(金) 16 時 30 分
	場所	情報公開総合窓口(生駒市役所 3 階)
開示の方法	閲覧、写しの交付	
開示をすることができない部分	<ul style="list-style-type: none"> ・生駒市職員の個人メールアドレス(ドメインを除く) ・研修委託先の担当者の個人メールアドレス(ドメインを除く)及び携帯電話番号 ・研修委託先の振込先となる金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号 	
上記部分の開示をすることができない理由	生駒市情報公開条例第 7 条第 1 号及び第 2 号に該当(理由) 個人が識別される情報及び法人等の正当な利益を害する情報であって個人・法人の権利利益を害するおそれがあるため <ul style="list-style-type: none"> ■第 7 条第 1 号該当(個人に関する情報) ・生駒市職員の個人メールアドレス(ドメインを除く) ・研修委託先の担当者の個人メールアドレス(ドメインを除く)及び携帯電話番号 ■第 7 条第 2 号該当(法人その他団体に関する情報) ・研修委託先の振込先となる金融機関名、支店名、預金種別及び口座番号 	
※開示をすることができるようになる期日	年 月 日	
所 管 課	市長公室人事課人材育成係 電話番号(0743)74-1111(内線243)	
備 考	受付番号 31-34 写しの総枚数 36 枚 写しの作成費用 360 円(10円×36枚)	

(教示) この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。また、この決定については、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、生駒市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(注)

- 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時の変更を希望される場合は、あらかじめその旨を所管課に電話等で連絡してください。
- 3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。当該行政文書の開示を希望される場合は、この期日以後に改めて請求してください。

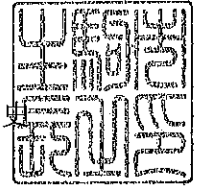


行政文書部分開示決定通知書

生 い 第 2 3 号
令 和 元 年 7 月 1 1 日

改正 大祐 殿

生駒市長 小 紫 雅



令和元年6月26日付けの行政文書の開示請求（令和元年6月27日受付分）について、生駒市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	H29.3/1～6/30の青山社中との委託契約にかかる連絡、指示、やりとりに関する一斉のメール	
開示の日時 及び場所	日 時	令和元年7月12日(金) 16時38分
	場 所	情報公開総合窓口（生駒市役所3階）
開示の方法	閲覧・視聴、写しの交付	
開示をすることができない部分	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)青山社中社員の携帯電話番号及びメールアドレス ・市職員個人のメールアドレス ・メール本文に含まれる個人氏名 ・事業者の口座情報（金融機関名、口座番号、口座種別） 	
上記部分の開示をすることができない理由	生駒市情報公開条例第7条第1号及び第2号に該当（理由）個人が識別される情報及び法人等の正当な利益を害するおそれがある情報であるため	
※開示をすることができるようになる期日	年 月 日	
所 管 課	地域活力創生部 いこまの魅力創造課 電話番号（0743）74-1111（内線734）	
備 考	受付番号 31-36 写しの総枚数 17/枚 写しの作成費用 1710円（10円×17/枚）	

（教示）この決定について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、生駒市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（注）

- 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時の変更を希望されるときは、あらかじめその旨を所管課に電話等で連絡してください。
- 3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。当該行政文書の開示を希望されるときは、この期日以後に改めて請求してください。

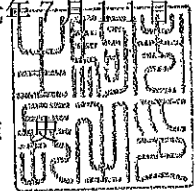
(規則)
様式第3号(第4条関係)

行政文書部分開示決定通知書

生商第67号
令和元年7月11日

改正 大祐 殿

生駒市長 小 紫 雅



令和元年6月26日付けの行政文書の開示請求(令和元年6月27日受付分)について、生駒市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	H29.3.1~6.30の青山社中との委託契約にかかる連絡、指示、やりとりに関する一斉のメール	
開示の日時 及び場所	日時	令和元年7月12日(金) 16時42分
	場所	情報公開総合窓口(生駒市役所3階)
開示の方法	閲覧・視聴、写しの交付	
開示をすることができない部分	(株)青山社中社員の携帯電話番号及びメールアドレス	
上記部分の開示をすることができない理由	生駒市情報公開条例第7条第1号及び第2号に該当 (理由)個人が識別される情報または、法人・個人の事業に関する情報であって当該法人又は個人の権利その他正当な利益を害する恐れのあるものが含まれているため。	
※開示をすることができるようになる期日	年 月 日	
所 管 課	地域活力創生部 商工観光課 電話番号(0743)74-1111(内線321)	
備 考	受付番号 31-38 写しの総枚数 19枚 写しの作成費用 190円(10円×19枚)	

(教示) この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。また、この決定については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、生駒市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (注) 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
2 指定された日時の変更を希望される場合は、あらかじめその旨を所管課に電話等で連絡してください。
3 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。当該行政文書の開示を希望される場合は、この期日以後に改めて請求してください。

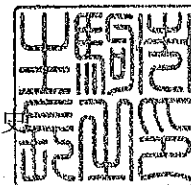


行政文書部分開示決定通知書

生人事第181号
令和元年12月2日

改正 大祐 殿

生駒市長 小 紫 雅



令和元年11月18日付けの行政文書の開示請求について、生駒市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり行政文書の一部を開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	生駒市・エンジャパンの採用に係わる起案文書	
開示の日時 及び場所	日 時	令和元年12月2日(月) 15時45分
	場 所	情報公開総合窓口(生駒市役所3階)
開示の方法	写しの交付	
開示をすることができない部分	<ul style="list-style-type: none"> ■ 選考基準のうち、以下の項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1次試験(書類審査)に係る審査のポイント ・ 2次試験(面接試験)に係る採用時の着眼点、評価項目の内容及び面接時の具体的な質問項目の内容 ・ 3次試験(面接試験)の1人当たりの所要時間 ■ 選考委員の担当者の氏名及びその所属・職 ■ 採点結果のうち、受験番号、氏名、氏名ふりがな、年齢、住所 	
上記部分の開示をすることができない理由	<p>生駒市情報公開条例第7条第1号及び第5号エに該当(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 第7条第1号該当(個人に関する情報)…受験番号、氏名、氏名ふりがな、年齢、住所 ■ 第7条第5号エ該当(公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ)…以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 選考基準の開示部分について、これらを開示した場合、いずれの採点項目を重視しているかという点並びにこれから実施予定の3次試験(面接試験)の所要時間が判明することとなり、受験技術を先行させる姿勢を受験者に生じさせるなど、採用試験の公正円滑な執行に著しい支障が生じる。 ・ 選考委員の開示部分について、これらを開示した場合、各試験担当者に対し、受験者の接触を誘発し、又は不当な圧力などが発生するおそれがあり、採用試験の公正円滑な執行に著しい支障が生じる。 	
※開示をすることができるようになる期日	年 月 日	
所 管 課	市長公室人事課人材育成係 電話番号(0743)74-1111(内線239)	
備 考	受付番号 31-86 写しの総枚数 173 枚 写しの作成費用 1730 円(10円×173枚)	

(教示) この決定について不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。また、この決定については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、生駒市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

政務活動費項目区分別金銭出納簿

[項目区分] 研修費 ※使途基準表の項目区分を記入

令和 元年度

月/日	整理番号	支出区分	摘要	支出金額	支出累計額
7月10日	3		法務セミナー受講料 (2名分)	8,000	8,000
7月26日	5		研修交通費	26,100	34,100
7月28日	6		研修受講料	10,000	44,100
11月20日	12		法務セミナー受講料	6,000	50,100
1月14日	16		研修交通費	11,200	61,300
2月6日	18		研修受講料	15,000	76,300
				76,300	76,300

- (注) 1. 支出した経費を項目別に記入して下さい。
 2. 整理番号には、政務活動費金銭出納簿と同じ番号を記入して下さい。

政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 研修費

[出納簿整理番号] 3

整理番号

[3]

No. 8K 012

領収書

中浦新悟 様

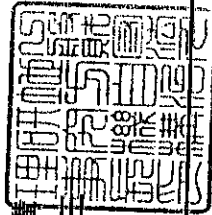
一金4,000円也

ただし、令和元年度法務能力向上のための特別実務セミナー(法務特別セミナー)受講料(含消費税)として上記金額を領収いたしました。

令和元年7月10日

〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 井上源三



汚め

のり

押印済

修 了 証 書

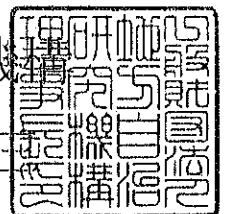
生駒市

中浦 新悟 殿

あなたは、令和元年度法務能力向上のための特別
実務セミナー（法務特別セミナー③）において所定の
課程を履修しこれを修了したことを証します。

令和元年 7月12日

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 井 上 源 三



政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 研修費

[出納簿整理番号] 3

整理番号

[3]

[]

[]

[]

No. 8K 004

領収書

改正文祐 様

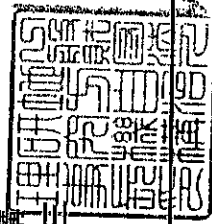
一金4,000円也

ただし、令和元年度法務能力向上のための特別実務セミナー(法務特別セミナー)受講料(含消費税)として上記金額を領収いたしました。

令和 元 年 7 月 10 日

〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 井上源三



分の
ので、

理番号」

修 了 証 書

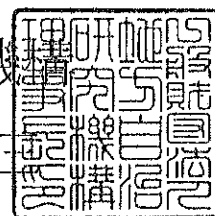
生駒市

改正 大祐 殿

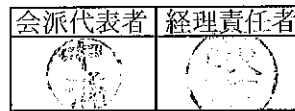
あなたは、令和元年度法務能力向上のための特別
実務セミナー（法務特別セミナー③）において所定の
課程を履修しこれを修了したことを証します。

令和元年 7月12日

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 井 上 源 三



研修・視察費等支出明細書



政務活動費用

会派名 または 議員名	大樹	会派代表者 (会派交付の 場合のみ)	中浦新悟	会計責任者 (会派交付の 場合のみ)	改正大祐		
出納簿整理番号	令和元年度 No. 5	起票年月日	令和元年7月26日	支出年月日	令和元年7月28日		
項目区分	研修費	支払区分	交通費	清算経費	26,100 円		
研修・視察等実施予定日	令和元年 7月 28日(日)～令和元年 7月 28日(日) [泊 1日]						
研修・視察等実施日	令和元年 7月 28日(日)～令和元年 7月 28日(日) [泊 1日]						
行先および研 修名・視察目 的	行先	研修名・視察目的			研修・視察等参加者氏名 (会派交付の場合のみ)		
	法政大学	市民と議員の条例づくり交流会議2019					
		「つなぐ議会改革」			改正大祐		
研修・視察等行程及び運賃等内訳(1人あたり)							
月/日	研修・視察等経路			鉄道運賃等		他の交通費	宿泊施設・宿泊料
	利用路線	発駅	着駅	運賃	特急・急行 指定席・ グリーン料金	航空費・船費・ 車賃等	
7月28日	JR	京都	東京	13,050			
		東京	京都	13,050			
				26,100			
清算額合計				26,100 円 × 1 人 = 26,100 円			

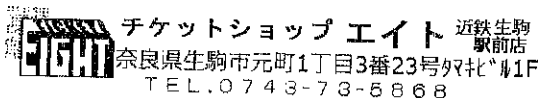
(留意事項)

1. 交通費や宿泊費を伴う研修、視察等に関する経費の支出は、この様式を使用して下さい。
2. この明細書には、経費の領収書等の写しを貼り付けて、会派・議員で保管してください。

政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 研修費

[出納簿整理番号] 5・6・12



領収書

2019.07.26 (金) 18時31分 発行 No.155

2019年7月28日

[売] 京都⇄東京 (指定席) 2枚 @ 13050 26,100

収書

改正大祐 様

合計 2枚 ¥ 26,100

基準

10,000円

【お預かり】¥ 26,500 【お釣り】¥ 400

には

交流会議2019夏企画 参加費として

上記正に領収いたしました

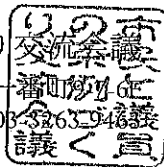
担当者 ... XXXXXXXXXX

複数書の

市民と議員の条例づくり

〒102-0082 東京都千代田区一

TEL 03-3234-3808 FAX 03-3263-9463



1枚からでも大歓迎! 高価買取いたします!
 営業時間 9時~19時 日曜定休 夏季・年末年始休業

年度

て下さい。

No. 8H 010

領収書

中浦新悟 様

一金6,000円也

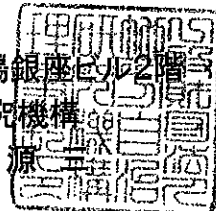
ただし、令和元年度法務能力向上のための特別実務セミナー(法務実務研究セミナー)受講料(含消費税)として上記金額を領収いたしました。

令和元年11月20日

〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階

一般財団法人 地方自治研究機構

理事長 井上源



様式第6号

[政務活動費用]

令和元年度

支 払 証 明 書

金 額	26,100	項目区分	研 修 費	支出区分	交通費
内 訳	摘 要	支 払 先	金 額 (円)	領収書の徴収不可能理由	
	研修交通費	チケットショップエイト	26,100	レシートの発行のみの取扱であったため	

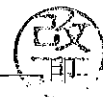
支払に当り正当領収書を徴することができないので、支出証明いたします。

会 派 代 表 者 様

会派名 大樹

経理責任者氏名 改正大祐

令和2年4月17日



議会改革のタマシイをつなぐ

議会基本条例の時代を迎えて13年余、初期に議会基本条例を制定した自治体ではすでに2、3回の改選を経て、策定を経験していない議員が増えています。今年の統一選でも新たな議員が多数誕生しました。

議会改革のさまざまな項目が、なぜ必要とされ、どのような効果を意図して導入されたのか。「制度だから実施する」という認識で取り組むことだけが期待されているわけではありません。今、行われている新人議員研修は十分にその効果を発揮しているのでしょうか。議会改革のタマシイを新人議員に継承していくためには、どんな取り組みが必要とされているのでしょうか。

議会基本条例制定後、改選を何度か経験してきた議会の経験を共有しながら、議会改革を「つなぐ」ための課題を確認し、さらに議会改革を進めるために参加者と議論を行います。どうぞ、ご参加ください。

議会改革の歩みと成果、課題を検証し、議会改革をさらに進める道を議論します
新人議員もベテラン議員も、ともに議論しましょう。ぜひ、ご参加ください

つなぐ 議会改革

市民と議員の条例づくり交流会議 2019夏 (第19回)

◎ 日時	7月28日(日) 10:00～15:30 (昼食休憩あり)
◎ 場所	法政大学外濠校舎6F 薩埵ホール 東京都千代田区富士見2-17-1
◎ 参加費	議員1万円 / 市民2千円

◎ プログラム概要 (2019年6月5日現在。最新情報はwebで)

総論、問題提起、事例報告、全体議論など

◎ 登壇 (予定)

広瀬克哉 (法政大学)、長野基 (首都大学東京)

【事例報告】

- ・議会基本条例10年目の検証 (荻野泰男 所沢市議会前議長)
- ・議会改革のミッションロードマップ (清水克士 大津市議会局次長)
- ・改革を継続するための議員研修 (岩崎弘宜 取手市議会事務局次長)
- ・議員による新人議員研修 (生駒市議会有志)
- ・自治体議員の経験を活かす (小田理恵子 前川崎市議会議員)

／株式会社 Public dots & Company) 他

お申込みは web、もしくは裏面で

◎ 主催 市民と議員の条例づくり交流会議 / 自治体議会改革フォーラム

◎ 共催 法政大学ポアソナード記念現代法研究所 (調整中)

◎ 問合せ: 事務局

〒102-0082 東京都千代田区一番町9-7-6F

TEL 03-3234-3808 FAX 03-3263-9463

E-mail jourei@jourei.jp URL <http://www.jourei.jp>



市民と議員の
条例づくり交流会議



自治体議会改革
フォーラム

市民と議員の条例づくり交流会議2019（第19回）

つなぐ議会改革

2019年7月28日（日）

法政大学市ヶ谷キャンパス外濠校舎6F薩埵ホール

市民と議員の条例づくり交流会議

自治体議会改革フォーラム

法政大学ポアソナード記念現代法研究所

市民と議員の条例づくり交流会議2019「つなぐ議会改革」資料集

基調提起	実践報告
議会改革のタマシイをつなぐ 自治体議会改革フォーラム呼びかけ人代表 法政大学副学長・法学部教授 廣瀬克哉	議会基本条例10年目の検証 13頁 (13 / 48)
レポート	所沢市議会議員／前議長 荻野泰男
議会改革の成果と歩み	議会改革のミッションロードマップ 19頁 (19 / 48)
首都大学東京都市政策科学科 長野 基	～「未来を語る議会」であるために～ 大津市議会局次長 清水克士
話題提供	議論できる議会へ！ 議員による新人議員研修 27頁 (27 / 48)
ここが？ だよ自治体議会 前川崎市議会議員／株式会社public dots & Company 小田理恵子	奈良県生駒市議会 中浦新悟
	愛してっぺよ！議会！ ～改革を継続するための議員研修～ 取手市議会事務局次長 岩崎弘宜 33頁 (33 / 48)

修 了 証 書

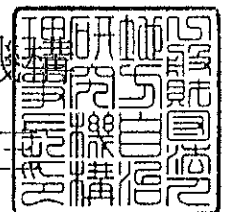
生駒市

中浦 新悟 殿

あなたは、令和元年度法務能力向上のための特別
実務セミナー（法務実務研究セミナー④）において
所定の課程を履修しこれを修了したことを証します。

令和元年 1 1 月 2 2 日

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 井 上 源



研修・視察費等支出明細書

会派代表者	経理責任者
中浦	改正

政務活動費用

会派名 または 議員名	大樹	会派代表者 (会派交付の 場合のみ)	中浦新悟	会計責任者 (会派交付の 場合のみ)	改正大祐		
出納簿整理番号	令和元年度 No. 16	起票年月日	令和2年1月14日	支出年月日	令和2年2月6日		
項目区分	研修費	支払区分	交通費	清算経費	11,200 円		
研修・視察等実施予定日	令和2年 2月 26日(日)～令和2年 2月 26日(日) [1泊 2日]						
研修・視察等実施日	令和2年 2月 26日(日)～令和2年 2月 26日(日) [1泊 2日]						
行先および研 修名・視察目 的	行先	研修名・視察目的			研修・視察等参加者氏名 (会派交付の場合のみ)		
	全国都市会館	「議員活動のコンプライアンスと政務活動費」					
		議員活動にまつわる留意点			改正大祐		
		寄付禁止、兼業禁止、地位利用による金品授受、ハラスメント					
		政務活動費適正使用のポイント					
研修・視察等行程及び運賃等内訳(1人あたり)							
月/日	研修・視察等経路			鉄道運賃等		他の交通費 航空費・船費・ 車賃等	宿泊施設・宿泊料
	利用路線	発駅	着駅	運賃	特急・急行 指定席・ グリーン料金		
2月6日	JR	京都	東京	11,200 エクスプレス予約			
				11,200			
清算額合計				11,200 円 × 1 人 = 11,200 円			

(留意事項)

1. 交通費や宿泊費を伴う研修、視察等に関する経費の支出は、この様式を使用して下さい。
2. この明細書には、経費の領収書等の写しを貼り付けて、会派・議員で保管してください。

政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 研修費

[出納簿整理番号] 16

1/1 ページ

No. 10029538 エクスプレス予約
表示日 2020年3月1日 18時58分

ご利用票 兼 領収書 SALES SLIP AND RECEIPT

下記、正に領収致しました。

This is certify that Central Japan Railway Company has received the following.

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company

宛名
RECEIVED FROM

改正 大祐 様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2001

クレジットカード番号
CARD NUMBER ■■■■■ XXXXX-XXXX-XXXX-■■■■■

金額計
TOTAL AMOUNT **¥ 11,200**
(クレジットカード利用)

内容
DETAIL きっぷのご購入代金

購入日
DATE OF PURCHASE 2020年1月14日

乗車日
DATE OF DEPARTURE 2月6日

列車名・券種
利用区間 こだま638号
FROM 京都 TO 東京

¥ 11,200



整理番号
[16]

政務活動費項目区分別領収書台帳

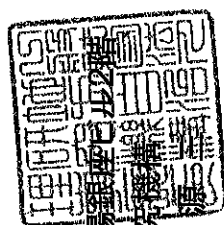
[項目区分] 研修費

[出納簿整理番号] 18

整理番号

[18]

No. 11H 017
<p>領 収 書</p> <p>改正 大 裕 様</p> <p>一金15,000円也</p> <p>ただし、令和元年度「議員活動のコンプライアンスと政務活動費」に関する実務講習会講習会 受講料(含消費税)として上記金額を領収いたしました。</p> <p>令和2年2月6日</p> <p>〒104-0061 東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀行 142 階 一般財団法人 地方自治研究機構 理事長 井 上 憲 一</p>



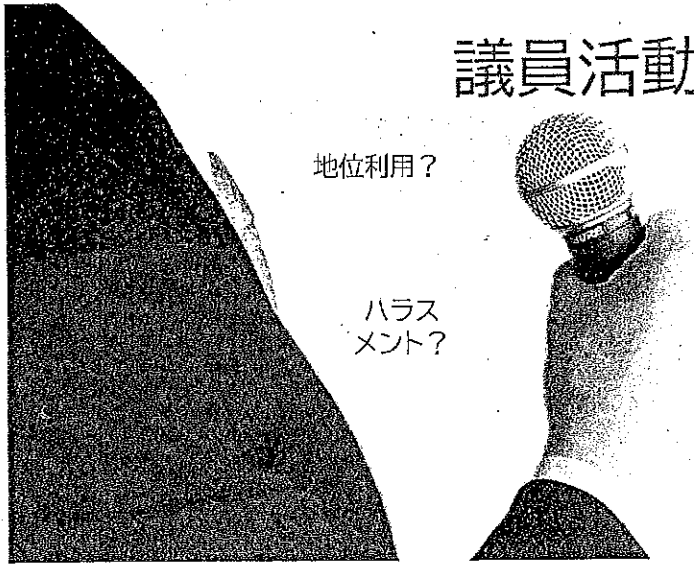
分の

ので、

〔連番号〕

地方議会議員と議会事務局職員のための実務講習会

議員活動のコンプライアンス と政務活動費



地位利用?

ハラス
メント?

寄附禁止?

政務活動費?

兼業禁止?

時代の変化に伴い、地方議会・地方議会議員を取り巻く環境が大きく変化し、地方議会議員活動も、その内容を大きく変えていかなければならない時代を迎えています。

本講習では、地方議会議員の皆様が常日頃から関わりのある「議員活動のコンプライアンス」、「政務活動費の適正使用」について解説します。地域の独自施策、条例等を審査する地方議会議員活動において必要な知識等を改めて習得する機会として御活用ください。

日時 令和2年 **2月6日** **木**
13:00~16:45

会場 全国都市会館 3階 第2会議室
(千代田区平河町2-4-2)

対象 都道府県・市区町村の議会議員及び
議会事務局職員

受講料 15,000円
(当機構賛助会員:10,000円)

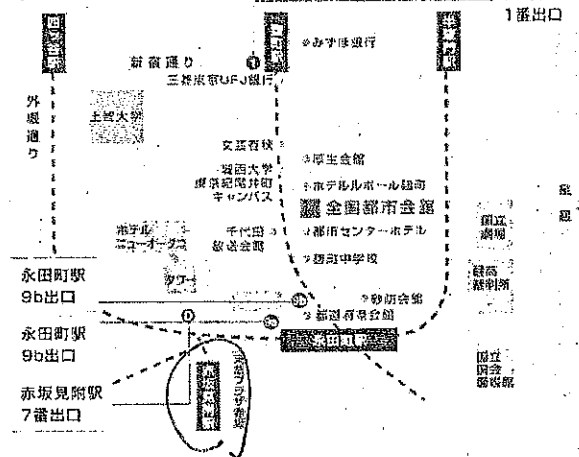
スケジュール

12:30 | 受付

13:00~14:45 | 議員のコンプライアンスについて
~議員活動にまつわる留意点~
(寄附禁止、兼業禁止、地位利用による金品授受、ハラスメント等)
元全国都道府県議会議長会事務局次長 内田 一夫 氏

15:00~16:45 | 政務活動費適正使用のポイント
福岡県議会事務局法務監 安武 弘光 氏

〈アクセス〉



講師略歴
お申込み方法に
ついては
裏面をご覧ください。

お問合せ 〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目14番16号太陽銀座ビル2階
一般財団法人 地方自治研究機構 研修部(担当:渡辺・平林)
TEL:03-5148-0663 FAX:03-5148-0664 E-mail:koshu@rilg.or.jp



令和元年度
「議員活動のコンプライアンスと政務活動費」
に関する実務講習会

期日：令和2年2月6日（木）
場所：全国都市会館 3階 第2会議室

次 第

1 開 会 (13:00)

2 講 義 (13:00～14:45)
「議員のコンプライアンスについて」～議員活動にまつわる留意点～
(寄附禁止、兼業禁止、地位利用による金品授受、ハラスメントなど)
元全国都道府県議会議長会事務局次長 内田 一夫 氏

休 憩 (14:45～15:00)

3 講 義 (15:00～16:45)
「政務活動費適正使用のポイント」
福岡県議会事務局法務監 安武 弘光 氏

4 閉 会 (16:45)

※「大樹News」は政務活動費を利用して作成、配布しています。



大樹 News

生駒市議会議員・会派だより

第1号

〔発行〕 生駒市議会会派・大樹

〔発行責任者〕 中浦 新悟

〒630-0201 生駒市小明町659番地3

TEL:0743-25-5708

生駒市議会会派・大樹(たいじゅ)

会派議員

紹介



なか うちら しん ごと
中浦 新悟

〔4期〕 小明町 ☎25-5708



まつ もと もり お
松本 守夫

〔2期〕 北大和 ☎25-8882



かい しょう だい すけ
改正 大祐

〔2期〕 山崎新町 ☎21-3685

この問題を時系列に並べると…

H27年3月16日	「こむらさき雅史といこまの未来を創る会」に寄付50,000円
H27年4月26日	生駒市長選挙当選
H28年7月26日	「政策形成実践研修に係る委託業務」421,000円で随意契約
H29年5月25日	「政策形成実践研修に係る委託業務」486,000円で随意契約
H29年6月30日	「生駒市の商工観光施策に関する助言・提案等業務」496,800円で随意契約
H30年7月24日	「政策形成実践研修に係る委託業務」486,000円で随意契約

政策形成実践研修・商工観光施策に係る随意契約について

生駒市は「政策形成実践研修に係る委託業務」と「生駒市の商工観光施策に関する助言・提案等業務」の業務委託を青山社中株式会社(以下青山社中)と随意契約にて締結しました。そしてこの件について6月・9月の一般質問・企画総務委員会に於いて追及すると、市長と官僚時代の同期である青山社中の代表朝比奈一郎氏が市長の政治団体「こむらさき雅史といこまの未来を創る会」に5万円の寄付をしていたことが明らかになりました。



〔1〕が問題1〕

- 市長の後援会に青山社中の代表 朝比奈氏から5万円の寄付があり、その後市長自ら職員に青山社中及び代表の朝比奈氏を紹介し、情報提供している。
- 担当課が着手する前に、市長自ら委託内容及び50万円という随意契約にすることが可能な委託金額、業務委託依頼を青山社中に提示している。
- 生駒市随意契約ガイドラインでは、予定価格30万円以上の場合は3社以上の見積り徴取又は価格の妥当性を証する資料の添付するものとされているが、見積り徴取、価格の妥当性の資料が添付されていない。
- 商工観光施策の事業は予算が付いていないのに関わらず、契約締結の文書のみで起工するように市民に対しての説明責任、意思決定の明確化は必須であるが、行政事務の在り方はどうなっているのか。
- 政策形成過程が不明なため、メールの開示請求を行った。そして200ページを超えるメールが資料として提出されたが、あると推測されるメールが存在せず、現状メールの保存期間等に関して明確な基準がない。

以上を踏まえ10月15日に調査請求書と証拠書類を添付し生駒市政治倫理審査会(政倫審)に請求しました。調査に時間はかかりますが、政倫審の判断を待ちたいと思います。

生駒市政治倫理条例(一部抜粋)

第4条	第3項	業務委託契約、物品購入契約その他の契約に関して特定の業者の推薦、紹介その他の有利な取り計らいをしないこと。
	第4項	市職員の公正な職務遂行を妨げ、又は市職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するような働きかけはしないこと。
	第7項	後援団体についても政治的又は道義的批判を受ける恐れのある寄付等を受けさせないこと。

〔2〕が問題2〕

- 随意契約ガイドラインに沿って、競争性や透明性を担保とする運営の再認識をされた。
- 内閣府の行政文書ガイドラインにも最終的な意思決定のみならず、経過過程を後でも検証できるようにと明記されている。すべての業務を起案すべきとは言われないが、意思決定過程の起案については必要であるので認識されたい。
- メールも行政文書として扱われている現状から、保存期間等などの明確な基準をある程度ルール化されたい。
- 契約締結までに至る市長の行為が、生駒市政治倫理条例に反する疑いがあるので、生駒市政治倫理審査会に調査を請求。

5年間で10億円の経費削減 今後の財政状況について

【行政改革大綱(案)が示されました。注目点は今後の財政見通し】

効率的・効果的な行政経営の推進に向け、市が取り組むべき改革の考え方・あり方を明らかにする「生駒市行政改革大綱(案)」及び「前期行動計画(案)」が新たに示されました。

生駒市行政改革大綱(案)	
目標	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 将来世代に負担を先送りしない持続可能な行財政運営を実現 ▶ 令和2年度から令和6年度の5年間で10億円以上の経常経費の削減
5つの方針	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健全な財政基盤の確立 ▶ 歳入増につながる施策の創出、強化 ▶ ファシリティマネジメントの推進 ▶ 市民、事業者等との協働によるまちづくりの推進 ▶ 時代に対応できる柔軟で連携のとれた機能的な組織づくりと人材育成の推進

【経費削減とどうやって?】

前期行動計画(案)は示されましたが、具体案は無く、今後、進捗管理を徹底し改善していくとのことでした。

既存事業の見直し

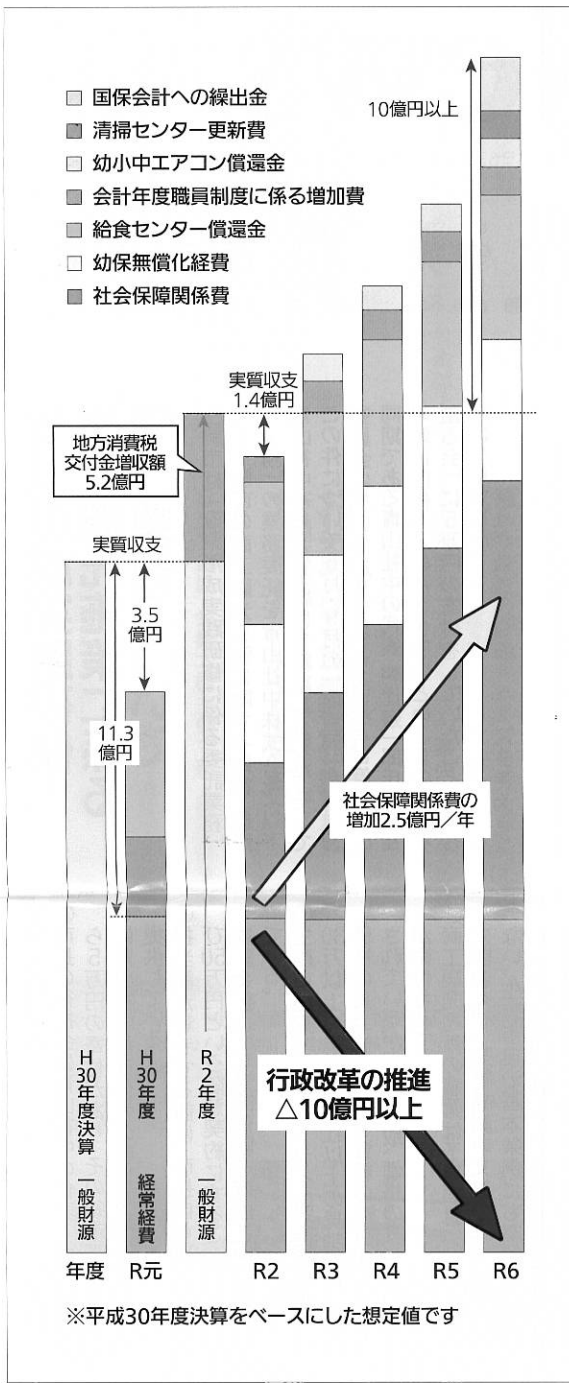
今後の5年間に於ける経費削減に向けた主な取組となりますが、市長マニフェストには既存事業の充実も多数示されています。今後どのような取組をするのか、いつどの事業を見直すかなど、具体的内容は示されませんでした。

ファシリティマネジメントの推進

公共施設の最適化に向け、計画的な更新・統合・長寿命化を実施し、将来的な経費削減を見込み取組みます。しかし、実施のための経費や時間も必要であり、削減効果が得られるまで、まだまだ時間を要します。

歳入増に向けた取組

企業誘致など、これまでと同様の取組の他は寄付の促進といった安定的な財源確保とはいえない内容でした。



高齢者交通費等助成事業	廃止
足湯施設の運営	見直し
花のまちづくりセンターの運営	廃止
子ども医療費助成事業	見直し
【補】私立保育所市単独補助事業	見直し
【負】私立保育所保育実施負担金	継続審査
マイサポいこま	見直し
中小企業融資制度	見直し

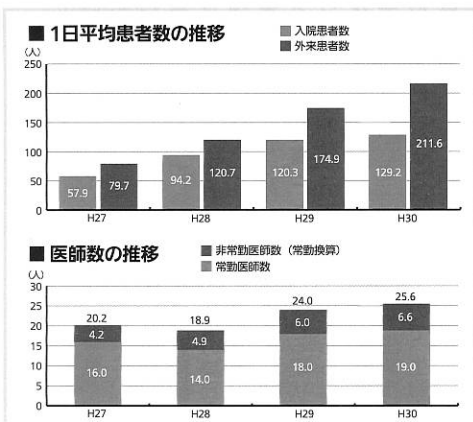
※意見案内は生駒市のHPをご覧ください

【事務事業の見直しに関する意見書】
9月13日、行政改革推進委員会から、「事務事業の見直しに関する意見書(第1弾)」が提出されました。

意見書に従う義務はありませんが、10億円以上という大きな削減は市民生活に多大な影響を与えます。だからこそ市は早急に事業見直しの判断を行い対応するべく、計画的な行政運営が必要です。

生駒市立病院 開院から4年

9月定例会の厚生消防委員会において平成30年度の実績と評価の報告が行われました。平成27年に開院しはや4年、開院当初から言われている常勤医師の確保は、指定管理者のグループ内の人事異動や、大学の医局回りで募集してはいますが、簡単に解決できるものではなく、依然として脳神経外科、産婦人科、小児科の常勤医師の確保は課題に上がっています。1日の平均患者数は平成29年外来1749人入院1203人に比べ、平成30年は外来2116人、入院1292人と外来は事業計画を上回ったものの、入院患者は伸び悩んでいます。平成30年度は結果、生駒市は赤字を補填することはありませんが、医療利益は4911万の赤字となりました。そして令和元年度より指定管理者負担金として年間約2億6500万円を毎年返済することになっており、経営の健全化は必須です。また奈良県の地域医療構想では、2025年を目途に、病床の機能分化や病院連携を推進させ、高度・救急医療提供体制の集約化を進めています。それは市立病院の事業計画や方向性にも影響することから、今後の病院運営に対しても注視していきます。

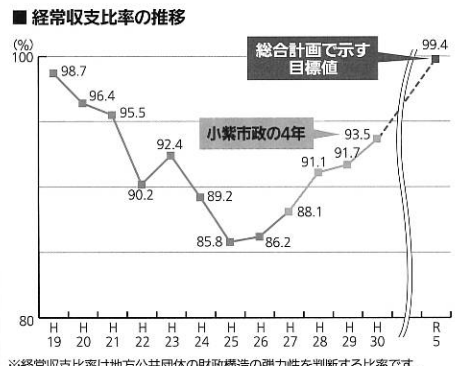


平成30年度決算審議

【決算の概要】

一般会計	
歳入	371億7800万円
歳出	351億1900万円

平成30年度決算は景気回復にも支えられ、市税は2億3900万円の増収。滞納整理等の取組みにより徴収率が向上し、実質収支は11億3100万円の黒字、単年度収支も2億2600万円の黒字となりました。それでも経常収支比率は、前年度より1.8%悪化しています。社会保障関係費や様々な償還経費、会計年度職員の人件費など、今後も経常収支比率が悪化していく要素は尽きません。



【付帯意見を提出しました】 財政運営

予算編成を進めるに当たっては、費用対効果を踏まえた施策選択や既存事業の見直しなど経費の削減に向けた具体的な取組を早急に実施されたい。

また、ファシリティマネジメントの推進に要する経費など、今後必要となる経費を適切に把握した上で、常に長期的な展望を持ち、計画的で将来世代に負担を先送りしない行財政運営に取り組まれます。

○提案理由
前述の行革大綱(案)にあるように、大幅な経費削減のため、既存事業の見直しを進めるにしても、市民サービスに劇的な変化が生じる可能性があります。

方針・計画等の検討手続

市の全体的な方針や施策等を検討、推進していくに当たっては、担当課と関係事業者だけで進めるのではなく、これまで市と共に施策を検証、検討してきた各種団体や関係のある他部署も含め、広く意見を求めるとともに、既存の市の計画・方針と整合性を図りながら行財政運営を進められたい。

○提案理由

SDGs未来都市の選定の提案書は、担当課と市民パワー(株)だけで協議し作成されており、関連する市民団体に意見を求めることもなく、関係する他部署とでさえ十分に連携されず、国に提出されていました。

電力調達

電力調達は、競争性を発揮すべく、本来の手法である一般競争入札で執行行われた。仮に一般競争入札によらない場合、いこま市民パワー株式会社との随意契約による電気料金と一般競争入札を実施した場合の電気料金との差額を検証し、本事業に投じたコストとそれにより得られた成果を示すとともに、市民に契約価格の妥当性の根拠を示されたい。

○提案理由

電力調達は、入札を行えば費用が低減します。近隣自治体の入札状況を踏まえ、市民パワー(株)との契約と、入札を実施した場合の差額は、政策に必要なコストと言えませんが、市は、検証すら行っていません。事業や施策に投じた費用対効果を検証し、市民に示す事は必須の取組みです。

【その他の付帯意見】

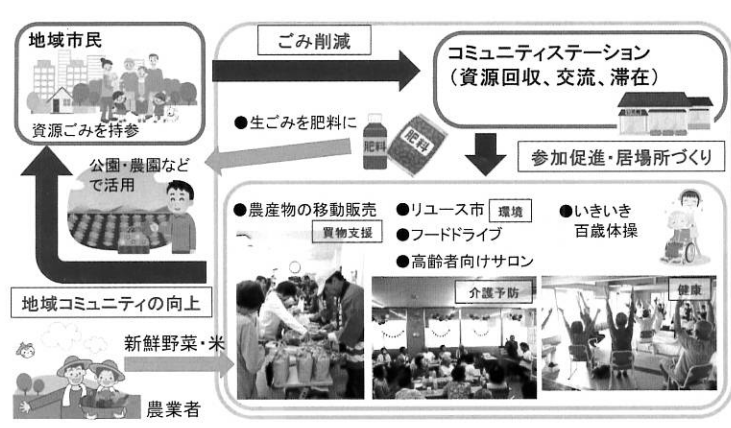
- ・人事管理(職員の健康保持)に関する取組
- ・鉄道バリアフリー整備事業
- ・生活困窮者自立支援事業
- ・地域包括ケアシステム構築事業
- ・学童保育施設運営事業

・生駒山麓公園整備事業
・綿密な積算による予算編成と事務執行

議案第77号 一般会計補正予算に 修正案を提出しました

【補正予算の内容】

- ①いこま市民パワー(株)における家庭用太陽光発電F-I-T切れ電源の売買価格調査委託
いこま市民パワー(株)が公有地に太陽光発電システムを設置した際の採算性調査の業務委託料(1000万円)
 - ②資源ごみ回収スペースと地域住民の交流のきっかけづくりを併設した「資源回収・コミュニティステーション」を設置した際の
実証実験の業務委託料(995万5千円)
- ※総額、国からの補助金です。



【修正案の内容】
①のF-I-T切れ電源売買価格等の調査業務は、本来いこま市民パワー(株)の仕事ですが、国として、F-I-T切れ電源の今後の対策に憂慮している事態があることから、②の「資源回収・コミュニティステーション」事業だけを削減する修正議案を提出しました。
【この事業に反対する理由】
①立て付けがよくない。
本事業は、SDGs未来都市選定の提案内容の一つであり、「アマタホールディングス(株)」という事業者との連携だけで進められていました。また、この事業者は市長との面識が強く、前頁の「青山社中」事案のように、一業者ありきの事業展開に感じました。
業者選定方法はプロポーザルですが、12月には事業を開始せねばならず、他事業者の準備・検討期間を考慮すると参加は厳しく、公平性の担保に疑問が残ります。

②そもそも調査の必要性を感じない。
ごみ減量や地域コミュニティと、きれいごとを組み合わせているが、市民が利用し易いものでもなく、高い効果があるとは思えません。なお、本格実施に向けた検討として、「生ごみの堆肥設備の新設」「紙おむつリサイクル設備」「小型バイオマスプラント新設」が補助金申請の計画書に示されており、拠点整備や設備投資、運営経費等、多大な費用を要することが容易に想定されます。

③国の補助金といえども税金。
費用対効果の薄い事業でも職員労力は多々です。限られた職員体制の中、職員労力の無駄遣いもまたすべきでなく、市民に理解されません。

この修正案は残念ながら否決となり、本事業は実施されることとなりました。ただ審議にあたり厳しく意見したことから、業者選定含め事業展開で、不透明な進め方は行われたいと期待するもの、今後も注視していきます。

幼児教育・保育の無償化

10月1日から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償化されました。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。(食料料費や教材料費等は対象外)



【主な改正点】

- ▽幼稚園 保育所 認定こども園
- ▽幼稚園は、上限25,700円/月
- ▽年収360万円未満相当世帯及び全世帯の第3子以降については、副食費免除(私立幼稚園等一部例外あり)
- ▽住民税非課税世帯の0〜2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償
- ▽幼稚園の預かり保育
- ▽無償化の対象は「保育の必要性の認定」要件に当てはまる方
- ▽上限11,300円/月(450円/日)
- ▽認可外保育施設等(併用可)
- ▽認可外保育施設 一時預かり事業等
- ▽無償化の対象は「保育の必要性の認定」要件に当てはまる方
- ▽3〜5歳までは上限37,000円/月
- ▽0〜2歳までの住民税非課税世帯は上限42,000円/月

預かり保育 唐突に倍額値上げ!

9月13日に教育委員会臨時会が開催され、幼稚園の預かり保育料の値上げが可決。10月1日から施行されました。議会では、幼保無償化について審議(8月臨時議会)した際には、預かり保育の値上げに関しての説明は一切ありませんでした。市が唐突に大幅な値上げを断行したことに戸惑いが隠せません。

【覆耳に水な変更内容】
「保育の必要性の認定」要件に当てはまらない方の預かり保育料金が、1時間あたり、倍額の値上げとなりました。
※認定された方の料金は据え置き
※多子による減免制度は廃止

【様々な疑問が...】
極めて短い周知期間で、一気に倍額の値上げ。無償化に伴う必要値上げか...?
▽10月施行の必要性はなに? 4月施行にしない理由は何?
▽預かり時間を30分延長。値上げ分の質の向上はこれ?
▽預かり保育は赤字事業。倍額の料金差を設けた値上げで補填。それは...?
▽認定無しに家庭に、認定有りの家庭の分を負担していただくということ?

▽市の経費削減策? 様々な事業がある中、なぜこの事業に白羽の矢を立てたのか?
▽子育て支援? 就労者支援? 無償化は有難い。でも恩恵には偏りが...?
▽この値上げでより不公平感が増すのでは? 近隣他市より高い料金になつていないか? 生駒市は子育て支援が売りなのでは?
▽市内には預かり保育無料の私立幼稚園も。公立幼稚園の優位性はなに?

預かり保育の目的やニーズを考えると、この値上げが妥当であるか、より慎重に協議すべきと考えることから、次の議会で質していきます。

行政の追認機関にならないために

【議員による新人議員研修会】
5月7日に会派大樹主催で新人議員研修会を開催しました。議会の役割、流れ、一般質問の進め方、留意点など、2期目議員が4年前に感じた戸惑いや必要と感じた知識を中心に、自らが講師となり解説しました。任期中の定例会は16回しかありません。新人議員が初めての定例会の様子見で臨むことな

く、より有意義な定例会となればと考え実施しました。

【会派の垣根を超えた研修会は珍しい!】

その後も新人議員に、会派大樹が実施している勉強会に参加を促しています。一般的に互いに研鑽し合うことは特別な事ではありませんが、議会の風潮の中では、会派の垣根を超えて取組まれることは珍しく、「市民と議員の条例づくり交流会」から要請を受け、7月に法政大学内で、会派代表の中浦が事例報告とパネルディスカッションに参加しました。もつと議論する議会にしたい。行政の追認機関と呼ばれないよう、議会機能を向上させ続けたい。そのためにも今後とも研鑽に努めていきます。

【主な勉強会、研修会】

- ▶ 財政状況について
- ▶ 県担当課を招いて「地域医療構想」勉強会
- ▶ 法務能力向上セミナーに参加
- ▶ 幼保無償化について
- ▶ 学研高山地区第二工区について
- ▶ 上下水道事業について
- ▶ 両学校給食センター現地調査
- ▶ 議案及び決算審査について
- ▶ 介護事業について など



勉強会の様子



市民と議員の条例づくり交流会
◎法政大学の様子

編集後記

5月臨時会では、監査委員の選任議案が否決となり、改選後の議会は波乱から始まりました。
人口減少が進み、財政運営が厳しくなつていく今こそ、議会の意義が問われます。会派大樹は、今後も資質の向上に努め、パフォーミングマンズや綺麗ごとを感ぜられることなく議会ですっきりと質疑意見を述べ、行政監視を徹底し、公正不偏な判断をしていきます。

中浦新悟 市長マニフェストと行財政運営について

マニフェストには、既存事業の発展や企業誘致、稼ぐ自治体についてほか、様々な内容が示されています。その取組み方法や財源、実施の是非について質疑しました。

いこま市民パワー(株)から得られる成果について

市民パワー(株)事業に投資し、得られる成果について、中長期的な指標が示されていません。費用対効果や事業の成否がわからない事業展開について、疑義を買しました。

松本守夫 学研高山地区第二工区について

事業化ロードマップでは、今年度末に、マスタープランの策定、令和7年には先行開発区域工事の施行開始予定と示されています。市が主導する近年稀な大事業であり、必ず成功させなければなりません。国、県との協力体制の構築や民間開発業者参入への働きかけ、基金積み立ての有り方などについて提案しました。

改正大祐 青山社中(株)との随意契約について

内容は1頁に記載



大樹 News

生駒市議会議員・会派だより

第2号

[発行] 生駒市議会会派・大樹

[発行責任者] 中浦 新悟

〒630-0201 生駒市小町659番地3

TEL:0743-25-5708

生駒市議会会派・大樹(たいじゅ)

会派議員

紹介



なか うら しん ご
中浦 新悟

[4期] 小町町 ☎25-5708



まつ もと もり お
松本 守夫

[2期] 北大和 ☎79-3456



かい しょう だい すけ
改正 大祐

[2期] 山崎新町 ☎21-3685

1 予算委員会修正案

審議会等委員	△56万円
市政50周年記念準備事業委託料	△200万円
地域コミュニティ活動推進補助金	△250万円
インパウンド推進事業委託料	△37万5000円
(給食センター)設計委託料	△3000万円
削減合計	△3543万5000円

可決後、予算案撤回

2 減額修正した予算案を再提出

審議会等委員	△56万円
市政50周年記念準備事業委託料	△100万円
インパウンド推進事業委託料	△37万5000円
(給食センター)設計委託料	△3000万円
削減合計	△3193万5000円

3 再提出された予算案に対する修正案

市政50周年記念準備事業	△100万円
地域コミュニティ活動推進補助金	△250万円

賛成多数で可決

否決

予算委員会修正案の中身

審議会等委員・インパウンド推進事業委託料

新規の非常勤特別職「政策アドバイザー」のようなもので、課題に対して専門的知見や、優れた見識、指導、助言を頂きたいとのことである。委員会の質疑で挙げられたアドバイス例は、職員自身で十分に出来ることが多く、またこの度、官民プロ人材を採用し、その能力を有効に活用できることから、無用な経費は切り詰めるべきである。

地域コミュニティ活動推進補助金

地域コミュニティ増進に向け取り組む自治会に対する新たな補助金制度。事業スキームはほぼ決まっておらず、補助額や対象数ほか、アバウトなイメージばかりの説明しなされなかった。今後、毎年度継続的に費用が必要となることが想定されることにも、不安が残る。

令和2年度予算を減額修正!

3月27日、当初提出されていた予算を減額修正した令和2年度一般会計予算が可決され閉会しました。市は当初、370億1200万円の予算案を提出しました。それに対し私共は、18日の予算委員会で5事業を減額(削除)した修正案を提出し、賛成12で可決されました。しかし市は予算案を撤回し、修正案から市制50周年記念準備事業100万円の減額と、地域コミュニティ活動推進補助金250万円を残す3193万5000円の減額修正した予算案を再提出してきました。再度審議し、再提出された予算案が可決され、約369億8000万円の予算となりました。

【イベント予算等を削る修正案を提出!】私共が修正案を提出した理由は、市が行政改革大綱で令和2年度から5年間で10億円以上の経常経費削減の方針示しているにもかかわらず、行政改革推進委員会からの提言より削減された事務事業は「幼児2人同乗用自転車購入補助

金」120万円のみであり行革が進んでいないこと。そして、新型コロナウイルスの影響による経済的なダメージは計り知れず、令和2年度でも税収減の可能性が高いこと。さらには、令和2年度中の補正予算で、各家庭や事業者へ何らかの経済対策等に取り組むべきと考えていることでもあります。そのことから、当初予算は、可能な限り事業を厳選し、無駄を省き、先への原資を残しておくべきと考え、修正案を提出いたしました。

あわせて、市は昨年10月幼稚園の預かり保育料値上げをしています。詳しくは後の頁で説明しますが、値上げで市民負担を増やし、さらにコロナショックによる各家庭へのダメージが大きい中で、新規のイベントやアドバイザーといった内容の予算を認めることは、市民の理解を得られません。このような状況だからこそ、市民生活を守るための予算とすべきです。

最終的には、市が撤回し再提出された予算案が可決されましたが、当初提出された予算に比べ、イベント規模の縮小や、政策アドバイザーといった無駄な経費を少しでも削減することができました。また、令和2年度の予算執行に当たって

市政50周年記念準備委託料

市政50周年に向け、49周年目である令和2年から、カウントダウンイベントを実施するというもの。イベントは50周年になってからで十分である。また他にも50周年に関する予算もあることから、削減すべきと考える。

(給食センター)設計委託料(詳しくは2頁)

2センターの方針から、わずか4年で1センターへの方針転換。今後、実質7年しか使用されない改修工事に5億円、さらに令和11年に北センターの調理機能の増設工事に9000万と莫大な費用がかかる事は理解を得られない。事業の必要性は理解するところだが、財源のあり方を含め計画を変更して再提示して頂きたい。

は、可能な限り経費を削減するよう強く意見しました。6月や9月定例会で市民が利することのできる補正予算が提出されることを期待しています。

市はどこに力を 入れていくのか？

【官民プロ人材の採用】

昨年は、7つの分野（収益確保・首都圏PR・観光企画・ICT推進・人事改革・教育改革・地域活力創生）で官民プロ人材を採用すべく取り組みました。結果、首都圏PRを除く分野で、常勤職員3名、非常勤の会計年度職員6

組織改編の主なもの

- ▶ 市制50周年事業室 **新設** → 令和3年の市政50周年に向けた記念事業の実施
- ▶ 企画政策課 **新設** → 秘書企画課から企画系の業務を移管し、秘書企画課は秘書課に変更。
- ▶ ICTイノベーション課 **新設** → 高度情報化社会への対応 総務課情報システム系の業務を移管
- ▶ SDGs推進課 **変更** → SDGsを推進するため、環境モデル都市推進課から変更
- ▶ 観光振興室 **新設** → 観光業務の推進のため室を新設
- ▶ 生活支援課 **変更** → 自立支援を進めていくため保護課から変更
- ▶ 教育こども部 **変更** → 0歳から義務教育まで明確化するため、教育振興部から変更

名(内4名はテレワーク)を採用しました。昨今テレワークは珍しくもなくなってきたが、自治体でのテレワークは先進的で、生駒市でも初めての試みです。特に、コロナショックのような事態を受けると、必要な働き方であり、環境整備など、しっかりと整えていかなければいけません。

ただ、プロ人材と呼称するような方々をどう活かすのかについては、まだ手探りの状況であるようでした。この方々のこれからの実績や市として力を入れていく7分野について、今後注視していきたいと思っています。

【庁内の組織改編】

平成28年にも同じような名称の政策企画推進課が新設されましたが、わずか2年だけで秘書企画課となりました。今回も同じような役割の課が新設されますがこの課だけに限らず計画的な組織運営が必要です。新設の課なり室の組織をみると今後、市が特に力を入れていく分野がわかっていただけたかと思えます。例えば今回、観光振興室が新設され、観光企画の官民プロ人材の採用、新規事業にも明記されていますが、外国人観光客周遊滞在促進事業で外国人観光客の受入れ体制を整備し、インバウンド施策を推し進めていくこととなります。しかし新型コロナウイルスの影響でこれからのインバウンドは不透明でありますが、投資をするなら観光はもうろん、また他の分野も含め効果を確認していきたいと思っています。

行き当たりばったり！ 給食センター整備計画

平成28年、市より南北の2センター整備の方針が示され、令和元年、約63億円(運営費込み)を投じた北センターを開設。また、令和3年に南地区に中学校用給食センターを開設するとの方針も合わせて示されました。ただ、南センター整備に係る財源計画などは示されず、私共は、整備全体に係る財源計画も合わせて出すべきではないかと意見し、危惧を持っていました。案の定、南センターの整備につい

令和2年度の主な新規事業	事業費(予算)
健康寿命延伸のための研究・分析事業	509万9000円
コミュニケーション支援ツールの導入	104万5000円
生駒市総合防災訓練	346万7000円
ロタワクチンの定期接種化	1852万4000円
学校と地域の効果的な連携・協働事業	189万6000円
100の複合型コミュニティづくり	250万円
市制50周年記念準備事業	549万7000円
茶筌の会wi-wiジュニア事業	412万円
耐震改修促進計画改定業務	800万円
いこまSDGsネットワーク構築等事業	107万5000円
清掃センター基幹的設備改良事業に係るアドバイザー業務	1308万1000円
火葬場改修整備検討業務	547万8000円
家庭系指定ごみ袋広告収入【歳入】	88万7000円
東生駒駅喫煙ブース設置工事	249万5000円
公園施設長寿命化事業	6960万7000円
外国人観光客周遊滞在促進事業	222万1000円
公共施設等総合管理基金の設置	1億7001万6000円
ICT化推進計画の策定に向けた検討開始	34万4000円

ることは拙速であることから、市は予算の撤回するに至りました。

ては、社会経済情勢や財政状況や少子化などの変化から、令和元年度に、再検証を実施。この度、新たにセンターを整備するよりも小町町にある現センターを4億7000万円かけて更新したいことから、令和2年度に3000万円の設計予算を計上してきました。

その内容は…

- ▼小町町にある現給食センターを稼働させたまま、2年間かけて更新。
- ▼その後7年間だけ使用し、令和11年に、再度北センターを9000万かけて改修。
- ▼児童数が減少した令和12年度以降は、北センターのみの1センター方式で運営。

同じ市長の下、たった数年での方針転換に、計画の杜撰さが浮き彫りとなりました。1センターで運営するのであれば、北センター整備の際から進めておくべきではなかったのか。2センターで運営するメリットはどのようなのか。現センターの将来はどうするのか。など、多数の疑義があり、この度の予算で計上す



進まない？進めない？やる気の見えない行政改革！

高齢化の進行等による社会保障関係費の増加や公共施設の老朽化など、本市の行政運営に多大な影響を及ぼす課題が山積しており、その負担を将来世代に先送りしないためにも、令和2年度以降、5年間で10億円以上の経費削減を進める「第3次生駒市行政改革大綱」を策定したことは、前回の「大樹News」でもお伝えした通りです。

【行革意識のない令和2年度予算！】

昨年9月と11月に、行政改革推進委員会から事務事業の見直しに関する意見書が提出されています。前頁で示したように、それを受けた市の令和2年度予算は、幼児一人同乗用自転車購入補助金（120万円）削減のみでした。市は本気の行政改革を進める気があるのか、口先だけの行政運営になるのではないかと不安を感じざるをえません。

行革が進まなくても、必須事業は増加、歳入は減少します！

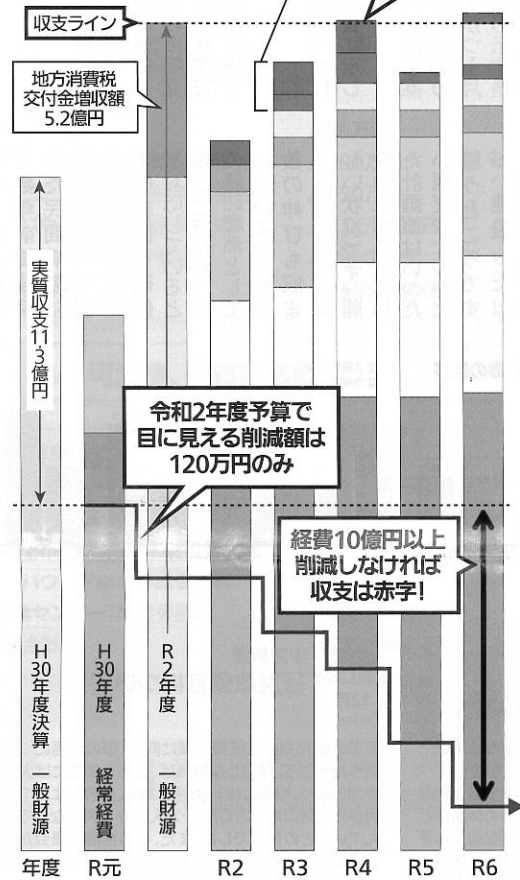
【GIGAスクール構想】

ICT教育を進めるため、国がGIGAスクール構想を示し、本市としても急遽、全小中学生を対象にタブレット端末を配布することになりました。まずは、各校のLAN整備として約5億円（内1/2は国庫補助）。端末等の費用は、令和2年度以降、4年間かけて順次配布し、総額約5億6000万円（内2/3は国庫補助）であり、市の財源としては、令和2年度は8420万円支出が必要となります。また、端末の更新費用に対し、国の補助がどうなるのか決まっておらず、将来的にどの程度の財源が必要となるか、一抹の不安は隠せません。

【中学校用給食センターの更新】

前頁で示したように、3月定例会においては、

- 中学校用給食センター更新費
- GIGAスクール構想関係費
- 国保会計への繰出金
- 清掃センター更新費
- 幼小中エアコン償還金
- 会計年度職員制度に係る増加費
- 北給食センター償還金
- 幼保無償化経費
- 社会保障関係費



今後の財政見通し(主要一般財源)の試算

～第3次生駒市行政改革大綱より～

※平成30年度決算をベースにした想定値です

※収入の増減はないものとして試算

※社会保障関係費は毎年+2.5億円を見込むものとする。

議会の反発により給食センター更新のための設計予算(3000万円)は撤回されましたが、センター自体の老朽化は進んでおり、何らかの対応は必須であり、そのための費用は投じていなくてはなりません。また、国庫補助等は期待できず、全額が市の財源となる可能性もあり得ます。左記のグラフでは、3月定例会で市から示された施設整備費(4億7000万円)の内、半額を起債とし、残り半額を一般会計による支出とした場合の試算を示しています。

【コロナショックで歳入減は確実！】

経費削減が急務の中、コロナショックの影響で、今後の税収の落ち込みはかなり深刻なものとなります。歳入が落ち込むと、その分より経費の削減をしなければなりません。令和2年度予算は、相も変わらずイイベントたっぷりのお気楽な予算です。新たにコロナショックに対する経済対策や将来負担の軽減を図っていません。行革推進の観点がまるで抜け落ちた、令和2年度予算は残念なものであると感じてなりません。

ちなみに、リーマンショック時の平成21年度一般会計当初予算は、事務事業を厳選し、前年比約9億円減の予算編成を組みました。それでも同年12月には想定以上の景気の落ち込みから約3億円の歳入減の補正を実施。最終的に平成21年度決算では約10億円の減収であり、大変厳しい行政運営でありました。

【将来世代に負担を残すか。何かを値上げするか。そうならない為に何かをやる判断をしなければ、何もできなくなる！】

市政運営をする上で、もはや、何かを削減しなければ、新たに何かに取り組むことも、既存のサービスを存続することも難しくなっています。人口増や企業誘致など税収増に向けての取り組みは必要ですが、現状、抜本的な税収増に向けた打開策はありません。市長マニフェストに示されている「ユニコーン企業の誘致」が実現できれば話は別ですが、

市民サービスにメスを入れると、利用者からは厳しい意見や批判を受けます。しかし取組まなければ、将来に負担を残すか、他の事業にシワ寄せがいくか、何かを値上げし歳入増を図るかとなっていくだけです。今こそ事業を厳選し、経費の無駄を省き、覚悟をもって取組まなければなりません。イベントに費用を投じている余裕はありません。



預かり保育 値下げに向けて

昨年10月1日に唐突に倍額の値上げを実施された預かり保育に対し、市民から、元の金額に戻し、本内容の条例化を求める陳情書が提出されたことにより、3月定例会の市民文教委員会での内容の議題を所管事務調査として掲げるとともに、議員間討議が実施されました。

市はそれらの動きに焦りを見せたのか、これまた唐突に、改善案を次の教育委員会に示したい旨を伝えてきました。

●教育委員会(3月25日開催)に示された改善案
●幼児教育・保育無償化の対象である保育の必要性の認定基準を、週3日以上かつ1月において64時間以上の労働から国の示す最低基準である48時間/月に引き下げる
●多子による減免制度の復活

一定程度配慮した案となっているものの、保育の必要性の認定基準から外れる家庭は、倍額値上げ(1時間300円)を維持する内容のままです。

本案は、教育委員会で継続審議となっており、今後を注視していきますが、場合により議会でアクションを起こすべきと考えています。前回の「大樹News」にも記載しましたが、幼児教育・保育の無償化の恩恵は共働き家庭への支援がほとんどです。その基準から外れる家庭に少しでも支援してこそ、子育て支援の街「生駒市」といえるのではないのでしょうか。また現制度は、県内他市(300円/1回程度)に比べ非常に高い料金設定となっています。

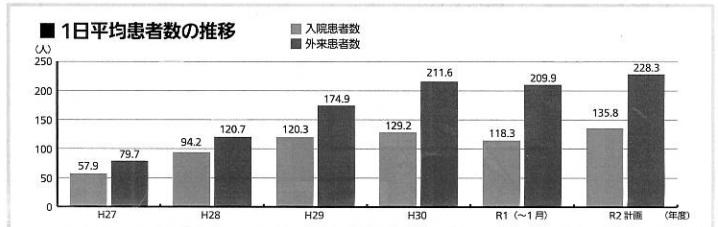
生駒市立病院

令和2年度病院事業計画が報告されました。医師の確保状況は、相変わらずであり、令和2年1月末時点で、小児科、脳神経外科、消化器内科、整形外科の常勤医師は0名。今後も確保に努めるとのことですが、その有言不実

行きに呆れてしまっています。県内他市で数年前に開院した民間病院に医師の確保状況を伺うと、6名の小児科医を確保し対応しているとのことでした。この差に唖然としてしまいます。患者数の伸びも収まり、収支状況も厳しい状況です。開院前に示されていた計画値は、いったい何だったのかと思うところですが、建設した以上、後戻りはできません。その役割を、十分に果たせるよう求め続けます。

■市立病院事業の収支状況及び計画

	経常利益(単位:千円)	
R2年度 計画	△227,012	開院から4年間の指定管理者負担金約2億6,500万円は一旦猶予しています。
R1年度(中間)	△185,002	
H30年度	△27,170	
H29年度	△232,728	
H28年度	△639,717	
H27年度	△1,221,356	



編集後記

学校教育あり方検討委員会から幼小中学校施設の規模やあり方等についての答申がありました。その中で、生駒南第二小やなばた幼、俵口幼の統廃合について示されており、市民の皆様から、さまざまな意見を頂戴しているところです。

市は、これから方針を定めていくことになると思います。私共は、それに対し、地域住民の方

の声を丁寧に確認し進めてほしい旨を求めるとともに、方針を定めるまでのロードマップを早急に示してほしいと求めました。

優柔不断な態度で時間をかけ過ぎ、課題の先送りをするのは、地域住民を不安にさせ、現場の職員を疲弊させることになりません。ファシリティマネジメントを進めるにも止めるにも、不断の覚悟が必要です。さては、市長の覚悟はいか程か。

中浦新悟 一般質問 3月 地域医療構想に係る市域の医療体制について

2025年以降将来的に必要な医療を無駄なく適切に提供していくため、県地域医療構想を策定し実現すべく、全病院で協議が進められています。市域で市立病院がどのような役割を果たすべきか。そのための体制がどうあるべきかについて質しました。また、開院前から予定し、既に約1億円が投資済みであるリニアック導入について、地域医療構想調整会議より導入に疑義が示されており、今後どう対応していくのか質しました。

中浦新悟 一般質問 12月 行財政運営について

行革大綱に掲げる経費削減に向け、市の覚悟について問うたところ、削減しなければ、令和6年度には大幅な赤字となり、削減は絶対条件である。内容によっては市民から反対の声もあるだろうが、市が丸となって取り組んでいくとの見解でした。また、行推進委員会からの答申に対し、毎年度答申に対し、市の取組み状況を報告し、公表していく事を確認しました。

改正大祐 一般質問 12月 社会人対象卒の職員採用について

専門性を持つプロ人材に対し、明確な課題があるなら常勤任期なしよりも、任期付きの採用がわかりやすくリスクが少ない。そしてテレワークという働き方も可としているが、環境を整えてから募集するべきであり、また採用には市長が関わっており、公平公正な観点から採用には関わるべきでないことを質疑しました。

松本守夫 一般質問 3月 いごま市民パワー株式会社について

直接購入していた電気を、間にいごま市民パワーを入れることで仕組み、構造的に見て、高額の電力を購入し、税金の無駄遣いを行っている現状について。また意思決定機関である取締役会が正常に機能しているのかどうか等、企業の体制について。そして売買方法、営業体制が確立されていない現状で、今後の販売戦略について質疑しました。

改正大祐 一般質問 3月 新型コロナウイルスへの対応について

刻々と状況が変わる中、休校の決定方法のプロセス、保護者への適時適切な情報発信についての確認。感染症対策の行動計画にある、対策決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にししながら迅速かつ、わかりやすい情報提供について質疑しました。

改正大祐 一般質問 3月 病児保育について

昨年12月に病児保育施設が新設され、これまでの経緯、周知方法等を確認。また市内2施設になったことでデータもより多く取れ、ニーズの把握、意見聴取の場も増える事から、それらを把握し、各施設の利用者数を増やす事について質疑しました。

政務活動費項目区分別金銭出納簿

[項目区分]

資料作成費

※使途基準表の項目区分を記入

令和 元年度

月/日	整理番号	支出区分	摘要	支出金額	支出累計額
8月9日	7		7月コピー代	370	370
9月3日	8		8月コピー代	240	610
10月4日	9		9月コピー代	1,200	1,810
11月12日	10		10月コピー代	2,310	4,120
12月5日	14		11月コピー代	260	4,380
1月10日	15		12月コピー代	180	4,560
2月4日	17		1月コピー代	320	4,880
3月4日	19		2月コピー代	250	5,130
3月27日	20		3月コピー代	580	5,710
				5,710	5,710

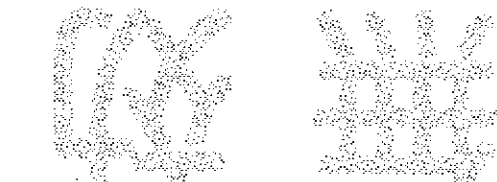
経費を項目別に記入して下さい。
 勤費金銭出納簿と同じ番号を記入して下さい。

政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] _____ 資料作成代

[出納簿整理番号] _____ 7・8

整理番号	<div style="border: 1px dashed black; width: 50px; height: 20px;"></div>
------	--



納付書兼領収書 (A)

納付書兼領収書 (A)

年度	元	整理番号	8780-2		
発行日	令和元年 8 月 1 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算	款 21	項 4	目 4	節 4	
科目	細節 10 公衆・私用電話使用料				
金額	¥370				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 7月分北一代(100037枚×10円)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関				領収印 出納(7) 1. 8. 9 南都・生駒	

年度	元	整理番号	10463-2		
発行日	令和元年 9 月 2 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算	款 21	項 4	目 4	節 4	
科目	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥240				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 8月分北一代(100024枚×10円)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関				領収印 出納(6) 1. 9. 3 南都・生駒	

(金融機関→納入者) 奈良県生駒市

(金融機関→納入者) 奈良県生駒市

政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 資料作成代

[出納簿整理番号] 9・10

[Blank area for stamp or signature]

納付書兼領収書 (A)

年度	元	整理番号	12561-2		
発行日	令和元年 10 月 1 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 21	項 4	目 4	節 4	細節 97 事務取扱手数料等
金額	¥1,200				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 9月分コピー代(¥/枚120枚×10円)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。			領収印 出納(7) 1.10.4 南都・生駒		
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関					

(金融機関→納入者)

奈良県生駒市

を

目

活

書

号

時

が

な

領

納付書兼領収書 (A)

年度	元	整理番号	15370-2		
発行日	令和元年 11 月 1 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 21	項 4	目 4	節 4	細節 97 事務取扱手数料等
金額	¥2,310				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 10月分コピー代(¥/枚10円×231枚)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。			領収印 出納(6) 1.11.12 南都・生駒		
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関					

(金融機関→納入者)

奈良県生駒市

[Blank area for stamp or signature]

政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 資料作成代

[出納簿整理番号] 14・15

整理番号	
[14]	

本
項
後
収
番
了
。
剥
れ
が

納付書兼領収書 (A)

年度	元	整理番号	I6771-2		
発行日	令和元年 12 月 2 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 21	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥260				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 11月分コピー代(¥/枚10円×16枚、 フロッピー50円×2枚)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関					領収印納(6) 1. 12. 5 南都・生駒

(金融機関→納入者)

奈良県生駒市

納付書兼領収書 (A)

年度	元	整理番号	I8870-1		
発行日	令和2年 1 月 6 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 21	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥180				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 12月分コピー代(¥/枚10円×18枚)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関					領収印納(6) 2. 1. 10 南都・生駒

(金融機関→納入者)

奈良県生駒市

政務活動費項目区分別領収書台帳

[項目区分] 資料作成代

[出納簿整理番号] 17・19

整理番号	<div style="border: 1px dashed black; width: 40px; height: 20px;"></div>
------	--

本
項
務
収
了
剥
れ
が

納付書兼領収書 (A)

年度	元	整理番号	20699-1		
発行日	令和2年 2 月 3 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 21	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥320				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 1月分代(7/100円×32枚)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					領収印 出納(6) 2.2.4 南都・生駒
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関					

(金融機関→納入者) 奈良県生駒市

納付書兼領収書 (A)

年度	元	整理番号	22693-2		
発行日	令和2年 3 月 2 日				
会計	1	一般会計			
所属	720	議会事務局			
予算科目	款 21	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金額	¥250				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 2月分代(7/100円×20枚, 7/100円×50円×1枚)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。					領収印 出納(6) 2.3.4 南都・生駒
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関					

(金融機関→納入者) 奈良県生駒市

政務活動費項目区分別領収書台帳


[項目区分] 資料作成代

[出納簿整理番号] 20

整理番号

[20]

納付書兼領収書 (A)

年度	元	整理番号	24846-2		
発行日	令和2年 3 月 27 日				
会計	1	一般会計			
所 属	720	議会事務局			
予 算 科 目	款 21	項 4	目 4	節 4	
	細節 97 事務取扱手数料等				
金 額	¥580				
納入期限	年 月 日				
納入者(住所・氏名)					
大樹					
摘要 3月分資料代(10円×58枚)					
上記の金額を納付します。					
上記の金額を領収しました。			領収印		
納付場所 生駒市指定金融機関 生駒市収納代理金融機関					

(金融機関→納入者)

奈良県生駒市

付けて下さい。

理番号を記入して下さい。

それぞれが識別できるよう貼付け部分の

告書とともに提出していただきますので、

り付けしてください。

らないようにしてください。

は、領収書等の空欄に、「出納簿整理番号」

[]

[]

[]